平成30年度 水道事業会計予算

鳥取市
水道局だより No.57
2018.5.1
編集　鳥取市水道局経営企画課広報係
電話　0857-53-7811（代表）
　　0857-53-7953（直通）
ファクシミリ 0857-53-7802
鳥取市水道局ホームページ
http://www.water.tottori.tottori.jp/

平成30年度予算の財政規模は、収益的支出(事業の運営や施設の管理の費用)と資本的支出(施設の建設や改良の費用)を合わせた、83億9500万円(対前年度比0.6％増)で、前年度とほぼ同額となります。

実施する主な事業は、

- 簡易水道は、平成29年4月に上水道に統合しました。簡易水道の統合前の整備計画は地域水道整備計画として引き継ぎ、施設の統廃合や江山浄水場の配水区域拡大のための整備等を行います。
- 青谷地域の新たな膜ろ過浄水施設の整備に継続して取り組みます。機器等の整備が前年度までにほぼ完了しており、本年度は総合試運転および場内整備工事等を行い、７月末までに供用開始する予定です。
- 災害時の安定給水を確保するため、水道施設の耐震化や老朽管の改良に継続して取り組みます。

水道局では、本年度も市民のみなさんに安全な水道水を安定的にお届けするための事業を着実に進めます。

平成30年度の主な事業

安全な水道水の供給
- 浄水施設整備事業　2億5307万円
- 鉛製給水管更新事業　5040万円
- 水質検査の委託　6601万円

地域水道の整備
- 調査設計業務および施設整備工事　7億2826万円

配水施設の整備
- 賀露ポンプ場の改修　6500万円

有収率の向上対策
- 漏水調査および公道漏水修理　1億1699万円
- 水道メーターの購入および取り替え　5350万円

安定した給水の確保
- 耐震管への布設替え、水管橋の耐震補強　3億400万円
- 施設の安全対策（老朽化した設備の更新など）　3億7117万円

平成30年度　予算の内訳

水道事業の予算は、収益的収支と資本的収支に区分されます。

○収益的収支の予算
事業の運営や施設の管理に関わる収支です。

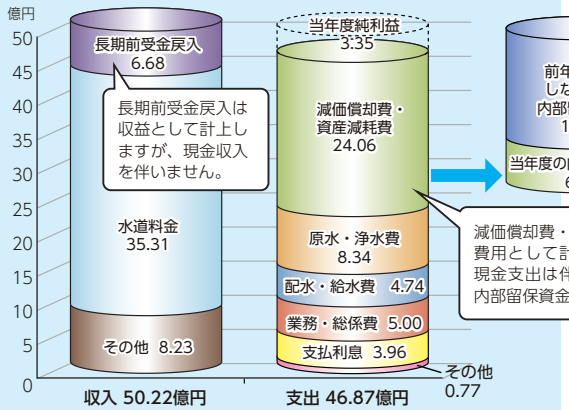

○資本的収支の予算
施設の新設や改良・更新に関わる収支です。

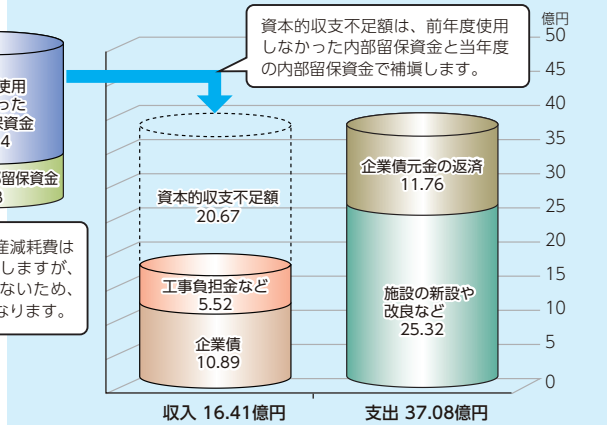

収益的収支の用語

◉**長期前受金戻入**：施設の新設や改良をする際に交付を受けた補助金等の減価償却費相当分を収益として計上するもの。◉**減価償却費**：施設の新設や改良に支払ったお金を、定められた耐用年数に応じて毎年費用化したもの。この費用は内部留保資金となり、企業債元金の返済と施設の新設や改良をするための資金になります。◉**資産減耗費**：施設を廃棄する場合、減価償却後の残存価格を費用として計上するもの。◉**原水・浄水費**：原水（天然の水）を水道水にするための費用。◉**配水・給水費**：お客さまの所まで水道水を送るための費用。◉**業務・総係費**：水道メーターの計量、料金の徴収、窓口のサービスなどの費用。◉**支払利息**：企業債（借入金）の利息。

資本的収支の用語

◉**企業債**：施設の新設や改良をするための借入金。地方公営企業の場合、施設整備の資金は主に企業債で調達します。借入金は一定の期間（数年～数十年）で返済していきます。

問い合わせ先　総務課財務係　TEL 0857-53-7913　FAX 0857-53-7802

水道事業経営のしくみ

水道事業は、地方公営企業法に基づき地方自治体が経営する企業として運営されています。事業の運営に当たっては、公共の福祉を増進するとともに企業の経済性を発揮することが求められています。また、事業に必要な経費は経営に伴う収入（水道料金収入）をもって充てるという独立採算制の原則を基に経営が行われています。安全で良質な水道水をご家庭まで送り届けるための水道事業は、主にみなさんからの水道料金に支えられています。

■国、銀行など

水道料金収入で賄えない費用は、国などから借り入れます。

事業に必要なお金を借ります。

借りたお金を返します。

●国庫補助を行います。
●資金の貸し付けを行います。

■水道局

みなさんに安心、安全な水を安定的にお送りするため、さまざまな事業を行っています。

●能率的、効率的な業務、施設維持管理を行います。
●健全な経営に努めます。

●きれいな水にして送ります。

●施設の新設や、改良・更新などを行います。

安全・安心な水道水をお届けします。

水道料金のお支払い

■お客さま

●水道料金をお支払いいただきます。

水道料金について

水道事業の運営に必要となる経費を算出し、その経費を、水道料金で負担していただくように料金を設定しています。

使用する水道水の量は、人によりそれぞれ異なります。受けるサービスの度合いに応じて経費を負担してもらう方法が公平であることを一般に受益者負担といい、独立採算制の基本概念になっています。

水道の場合は、メーターによって「受益の量＝負担額」が測定可能であることから、使用水量（受益の量）を基に算定した水道料金（負担額）をみなさんにお支払いいただいています。

また、水道料金体系は、基本料金と従量料金で構成する二部料金制を採用しています。

水道料金100円当たりの使い道

（平成30年度予算から算出）

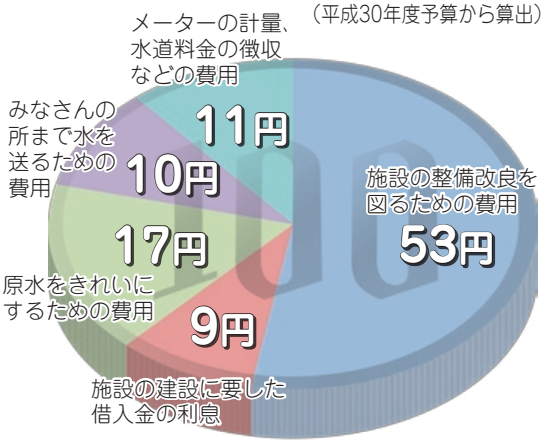

基本料金

基本料金は、使用する水量にかかわらず、設置したメーターの大きさ(口径)で決まる料金です。

水道事業は、利用される方にいつでも必要な水量を供給するために施設を整備しています。水を供給できる能力が高い大きなメーターの水道にはより多くの負担をしてもらうために、設置したメーターの大きさに応じた基本料金になっています。

主に施設整備に必要な費用、メーターの計量や料金収納などの費用を基本料金としてお支払いいただいています。

従量料金

従量料金は、使用した水量に応じた料金です。

本市は、使用した水量が多くなるほど１㎥当たりの単価が高くなる逓増制を採用しています。これは、生活に必要な一定量の使用については料金を低く抑えるとともに、水道水の無駄遣いを抑制するという趣旨に基づいています。

主に水をきれいにし、送るための費用、施設を整備するための費用の一部などを従量料金としてお支払いいただいています。

水道料金の設定については公益社団法人日本水道協会が策定している水道料金算定要領に基づいています。

２カ月の水道料金表

基本料金

口径	統合前の上水道給水区域	統合前の簡易水道給水区域
13mm	1,680円	1,900円
20mm	3,900円	
25mm	6,320円	2,960円
30mm	—	
40mm	18,800円	7,600円
50mm	33,400円	11,900円
75mm	87,800円	26,780円
100mm	176,000円	—
150mm	480,000円	—
200mm	800,000円	—

従量料金（1㎥につき）

使用水量	統合前の上水道給水区域	統合前の簡易水道給水区域
20㎥までの分	52円	72円
20㎥を超え40㎥までの分	104円	
40㎥を超え60㎥までの分	139円	83円
60㎥を超え80㎥までの分		
80㎥を超え100㎥までの分	166円	99円
100㎥を超え400㎥までの分		
400㎥を超える分	202円	

水道局では、メーターを２カ月ごとに計量し、計量した翌月に水道料金を請求しています。

水道料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（１円未満の端数は切り捨て）になります。

また、平成29年４月に上水道給水区域と簡易水道給水区域の事業統合を行いました。水道料金は、それぞれの給水区域ごとの料金表を基に算定しています。

水道料金の一例（メーター口径13㎜・２カ月）

使用水量	20㎥	40㎥	60㎥
統合前の上水道給水区域	2,937円	5,184円	8,186円
統合前の簡易水道給水区域	3,607円	5,162円	6,717円

統合前の上水道給水区域の水道料金は、平成30年４月に料金改定を行いました。
また、統合前の簡易水道給水区域の水道料金については、平成32年４月に統合前の上水道給水区域の料金に統一します。

災害に備えて ～地震に強い水道への取り組み～

本市では、地震などによる断水が市民生活や都市機能に大きな影響を及ぼすことを防ぐため、施設の耐震化を進めるとともに、飲料水の確保に必要な施設整備に取り組んでいます。

●安定した給水の確保

阪神・淡路大震災の発生を機に、平成７年度から水道施設の地震対策として、耐震管路への更新を計画的に進めています。

管路の新設や老朽化した管路の更新に当たり、口径50㎜以上の水道管については、衝撃に強く、耐震性に優れた管（耐震管）を使用しています。

また、浄水場や配水池なども、管路と同様に水道水を供給するための重要な施設であるため、順次耐震化を図っています。

管路や施設の耐震化に取り組み、安定した給水の確保のため、本年度は約6億8000万円の予算を計上しています。

●応急給水への備え

みなさんの所に届く前に、大量の水道水はいったん配水池にためられます。地震で水道管が破損した場合に水道水が流出しないように、主要な配水池には緊急遮断弁を設置して応急給水等の水を確保します。

そのほかにも、給水車、非常用飲料水袋などを保有し、災害に備えています。

問い合わせ先 経営企画課経営係 TEL 0857-53-7952 FAX 0857-53-7802

ご家庭の水道について

給水装置の管理について

配水管から分岐して宅地に引き込まれた給水装置の管理等については次のとおりです。

【維持・管理について】
境界から道路側は水道局、宅地側はお客さまとなります。

【修繕費の負担について】
分岐からメーターまでは水道局が負担します。メーターより宅地側はお客さまの負担となります。

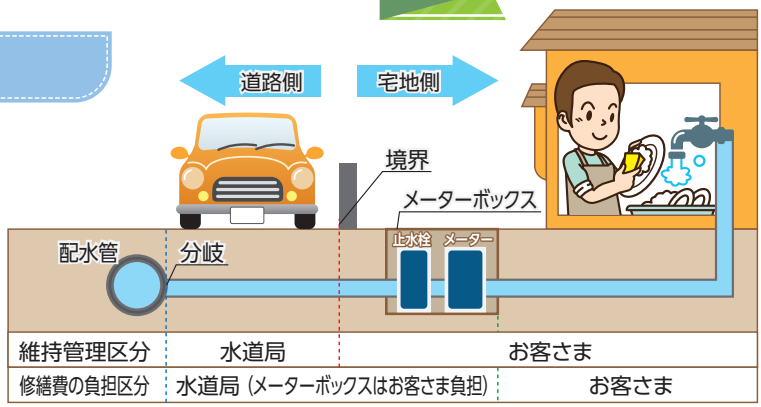

日ごろからの点検をおすすめします

水道管の破裂など、緊急時の初期対応ができるように、日ごろから自宅のメーターや止水栓を確認しておくことが大切です。メーターボックスの場所が分からないときは水道局にお問い合わせください。

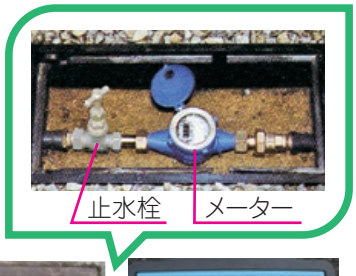

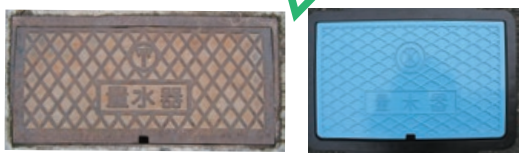

メーターボックスの種類には、鉄製と樹脂製があります。

水道工事は指定給水装置工事事業者で

家庭の水道工事は、水質の安全性を確保するために、水道局から指定を受けた給水装置工事事業者でなければ行うことができません。

水道工事を行う際は、必ず「指定給水装置工事事業者」に申し込んでください。

問い合わせ先　給水維持課給水係　TEL 0857-53-7934　FAX 0857-53-7801

水道週間　6月1日(金)～6月7日(木)

じゃぐちから　あんぜんな水　ありがとう

昨年の「水道に関する標語」特選

昨年の「児童・生徒　図画・ポスターコンクール」特選

江山浄水場見学会のお知らせ

市民のみなさんに水道事業についての理解を深めていただくため、江山浄水場見学会を開催します。

とき　平成30年
6月3日(日)
開始：午後1時30分
終了：午後3時30分

ところ　江山浄水場
(横枕485番地1)
【駐車場有り】

内容　浄水場施設見学、鳥取市の水道の仕組みを説明、応急給水体験

※事前の申し込みは必要ありません。

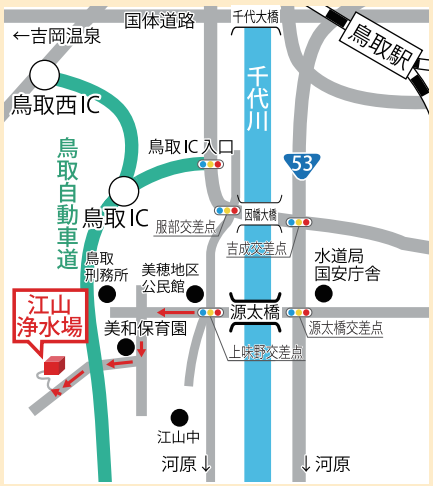

問い合わせ先　経営企画課広報係　TEL 0857-53-7953　FAX 0857-53-7802